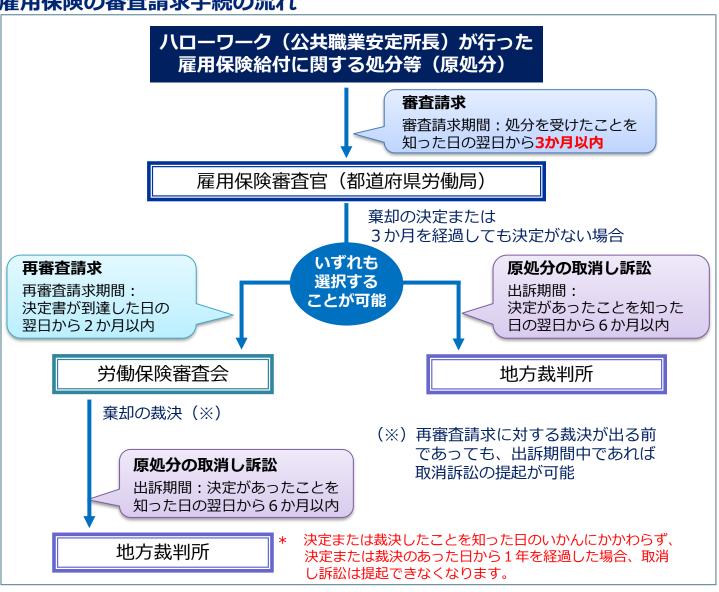
雇用保険の審査請求制度のご案内

雇用保険の審査請求制度とは…

雇用保険では、ハローワークが行った「被保険者となった(または被保険者でなくなった)ことの確認」や「失業等給付及び育児休業等給付に関する処分」に**不服がある場合は、都道府県労働局に配置された雇用保険審査官に対して審査を申し出ることができます。**これを「**審査請求**」といいます。

審査請求が行われた場合、雇用保険審査官により審理が行われ、その結果に基づき、審査請求の却下、審査請求の棄却、失業等給付等に関する処分等の取消しのいずれかの決定がなされます。

雇用保険の審査請求手続の流れ



雇用保険の審査請求を行う場合には…

審査請求は文書または口頭で、<mark>処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内</mark>に、 ハローワークを通じて、または直接、都道府県労働局の雇用保険審査官(裏面の「雇用保険審査官 管轄一覧表」をご確認ください。)に行ってください。

具体的な請求方法等につきましては、ハローワーク、都道府県労働局、雇用保険審査官にお問い合わせください。



(裏面へ) LL070401保06

雇用保険審査官管轄一覧表

都道府県 労働局	所在地	電話番号	管轄都道府県名
北海道	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎3階	011(709)2311	北海道
宮城	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8061	青森、岩手、宮城
福島	〒960-8513 福島市花園町5ー46 福島第2合同庁舎3階	024(529)5389	秋田、山形、福島
東京	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階	03(3512)1668	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨
神奈川	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル	045(650)2800	神奈川、静岡
長野	〒380-8572 長野市中御所1-22-1	026(226)0865	新潟、長野
石川	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4427	富山、石川、福井
愛知	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル13階	052(219)5568	岐阜、愛知、三重
京都	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 京都労働局庁舎5階	075(241)3268	滋賀、京都
大阪	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階	06(4790)6328	大阪、奈良、和歌山
兵庫	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078(367)0804	兵庫、岡山
広島	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	082(502)7831	鳥取、島根、広島、山口
香川	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階	087(811)8922	徳島、香川、愛媛、高知
福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階	092(434)9804	福岡、佐賀、長崎
熊本	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(211)1705	熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098(868)1655	沖縄

具体的な審査請求の方法等につきましては、ハローワーク、 都道府県労働局、雇用保険審査官にお問い合わせください。